

資料1

# 平成28年度宮崎支部 事業実施結果報告について

---

平成29年5月24日

 全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ

<企画総務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成29年3月	
ジェネリック医薬品の更なる使用促進	使用割合 年間目標 (数量ベース) 74.1%	・広報誌への掲載 ・各研修会における使用促進の訴え ・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施	平成28年5月 28年8月・29年1・2月	・支部広報誌の平成28年5月号に使用促進について記事掲載。 ・支部広報誌の平成28年8月号に8月実施の軽減額通知事業について掲載。 ・平成28年6月に県内7会場で行われた加入事業所新任事務担当者研修会において使用促進を説明し、ジェネリック医薬品希望シールを配布。 ・平成28年8月中旬、ジェネリック医薬品軽減額通知書送付。宮崎は29,535件送付(全国約307万件) ・平成29年2月中旬に平成28年度2回目の軽減額通知書送付し、平成29年1月の広報誌にて通知書送付について記事掲載。併せて現在の宮崎支部の使用割合について周知。	【使用割合】 宮崎支部 73.4% (平成28年12月診療分)  全国平均 69.8% (平成28年12月診療分)
		・新規適用事業所に送付	平成28年4月～ 平成29年3月	・上期において、新規適用事業所516事業所、下期に278事業所、年間計794事業所に対しジェネリック医薬品希望シール送付。	
		・ジェネリック安心使用促進協議会参加 ・使用状況等の情報提供	平成28年7月	・7月「宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」事務局である医療薬務課に対し使用状況等情報提供。 ・7/21ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席。宮崎支部他薬剤師会、他保険者、被保険者代表から今後の使用促進に向けた取り組み案などの発言により会議が行われた。企画総務部長出席。	
		・ジェネリック医薬品使用促進セミナー講演 ・薬剤師会との連携強化 ・健康保険委員を対象としたジェネリック医薬品使用促進セミナーを開催	平成28年8月 平成28年9月 平成28年11月12月	・平成28年11月～12月にかけて健康保険委員研修会の一環としてジェネリック医薬品使用促進のためのセミナー開催日程を決定。宮崎市、延岡市、都城3会場において実施することとなった。 ・健康保険委員へのチラシ作製を行った。 ・主催を協会けんぽ宮崎支部、後援を宮崎県薬剤師会よりいただくこととなった。 ・11/30宮崎市、12/1延岡市、12/14都城市で開催3会場計115名参加。宮崎県薬剤師会薬剤師による講演により医薬品の給付適正化ジェネリック医薬品への理解向上が図られた。	
残薬削減に向けた通知事業	・文書送付予定件数1000件 (レセプト抽出件数により変動あり500件を下回る) ・アンケート回収率30%	・高脂血症用剤・糖尿病用剤など慢性疾患の対象薬剤を内服中の方で残薬の可能性のある方のレセプトを抽出 ・適正服用に関するリーフレット・残薬に関するアンケートを送付 ・アンケート集計 ・残薬状況実態把握 ・分析したデータに基づく意見発信	平成28年4月～ 平成28年9月	・3月より残薬の可能性のある方のレセプトについて確認。 ・5月2日に通知を行った。 ・通知対象の拡大を検討し、拡大を行った。 ・5月に通知を行いまだ、未提出者について文書の再送付を行った。 ・9月に頭痛薬処方対象者75名、湿布薬処方対象者78名に文書・パンフレット・アンケートを送付。 ・10月にアンケート提出勧奨を職員訪問により実施。 ・現在、効果測定を行っている途中。今後、医師会、薬剤師会に報告予定。	・3月～4月レセプト1,835件を確認し148件を5月に通知を行った。 ・アンケートを29名から回答得た ・通知の拡大を行い153件を新たに通知。 ・初回アンケート未提出者115名に再度通知。
自治体等との事業連携	県内経済団体との協定締結	県内経済3団体との「企業の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」を下期に締結を行う。	平成28年9月 平成28年11月	・宮崎県内経済3団体との「企業の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」締結に向け、協定書(案)の作成を行い、宮崎商工会議所連合会様においては8/2の会議の場において認定制度の説明及び協定締結への協力依頼を行った。9月の同会の会議において協定締結について了承を得、締結式の日程調整を9月から行った。 ・11月4日に県内経済3団体と「企業の健康づくりの推進に向けた相互連携に関する協定」を締結。	・10月または11月の日程で協定締結を行う。 ・11月4日KITENビル8Fコンベンションホールにて締結式実施し締結
健康宣言優良事業所認定制度	健康経営に取り組む事業所の増加	健康経営セミナーの実施	平成28年7月	・宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県経営者協会、宮崎県社会保険委員会連合会、宮崎、延岡、都城、高鍋地区社会保険委員会、県内金融機関、日本年金機構県内4事務所、宮崎県社会保険協会のご協力を得てセミナー開催案内の周知広報を行った。 ・健康経営についての周知及び普及推進、「健康宣言優良事業所認定制度」の周知及び「健康経営」に取り組む健康宣言事業所の募集、拡大、行政機関、経済関係団体との連携強化を目的に平成28年7月27日に健康経営セミナー実施。 【セミナー内容】 ①九州経済産業局「健康寿命延伸社会の実現」 ②健康経営研究会副理事長「健康経営」 ③株式会社興電舎「我が社の心と身体の健康づくり」 ④協会けんぽ宮崎支部「健康宣言優良事業所認定制度について」	共催として九州ヘルスケア産業推進協議会、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、後援を宮崎県よりいただき7/27(水)13:30～16:00 KITENビル8階コンベンションホールにて実施。160名の参加をいただき盛況のうちに終了。
		健康宣言事業所(健康経営に取り組む事業所)の拡大	平成28年4月～	・健康宣言を行い健康経営に取り組む事業所募集について、7月のセミナーを通じて拡大を行った。 ・支部広報誌6月号、9月号に掲載し募集。 ・9月より訪問、電話によりセミナー参加事業所を中心に電話及び訪問による拡大を行った。 ・11月4日の経済4団体の協定締結を行い、健康宣言事業において3団体との連携の確認を行った。 ・随時、健康宣言書を受け付け3月末時点で15事業所の宣言を受け付け、そのうち6事業所について事業所単位で健康づくりに取り組んでいただき結果レポートの提出を行っていただいた。4月の「健康宣言優良事業所認定証」交付を行うこととなった。 ・宮崎県健康増進課との協議を行い、金の認定を受けた事業所を平成30年度から県知事表彰の推薦を行いその中から被表彰事業所を選定することで方向性を定めた。今後詳細について詰めていく。	

<保健グループ>

支部事業計画			事業実施状況	達成状況		
保険運営の企画	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成29年3月		
上位目標 【データヘルス計画】 130人以上、拡張期85以上の割合を4割以下に減らす	下位目標 (評価指標) <被保険者> (健診受診率) 対象者数139,455人 (目標)95,608人(68.6%)  事業者健診取得率 8,000人(5.7%)  <被扶養者> 特定健康診査受診率 対象者数40,589人 (目標)10,000人(24.6%)	具体的な実施内容 <生活習慣病予防健診> 契約健診機関 41機関 ・健診機関を活用した未受診勧奨と事業者健診からの振替促進 ・未受診事業所及び新適事業所にたいする勧奨 ・健診機関の拡充、協会の健診枠の拡大、検診車の活用  <事業者健診データ取得> ・勧奨からデータ作成までの外部委託契約 ・紙媒体のパンチ委託 ・社会保険労務士と連携したデータ取得勧奨委託 ・30人以上事業所への勧奨  <被扶養者特定健診> ・市町村国保集団健診と同時実施 ・協会主催の集団健診と市町村のがん検診の同時実施 ・集団健診に併せたオプション健診の実施 ・新規取得者への受診券送付	通年	○健診 <生活習慣病予防健診> ・日南中部病院と新規契約行い、健診実施機関を42機関へ拡大 ・新規適用事業所に対し、健診案内を送付 ・任意継続新規取得者への健診案内送付 ・情報提供サービスの再開(12月)  <事業者健診データ取得> ①宮崎県社労士会と契約し、事業者健診データ取得勧奨を依頼(委託期間11/15～1/31) *46社労士に業務案内行い、8社労士が参加。52勧奨事業所中、28事業所から同意書取得 ②事業者健診データ提供勧奨からデータ作成まで(株)エムエイチアイと委託契約(委託期間1/1～3/25) *301勧奨対象事業所中27事業所から同意書取得し、362件のデータ取得 ③事業者健診データ早期提供にかかるインセンティブを健診機関と覚書締結 *1機関から33件の早期提供あり ④過年度提供事業所への勧奨 <被扶養者特定健診> ・市町村国保との同時実施(椎葉・諸塚・西米良・日之影・木城・高千穂) ・協会主催の集団健診と自治体がん検診の同時実施(宮崎・国富・綾・延岡・高鍋・小林・新富) ・協会主催集団健診にオプション健診(骨密度)の付加サービス ・新規取得者への受診券送付	3月末時点 <生活習慣病予防健診> 受診者数 76,459人 受診率 53.1%  <事業者健診> 取得数 10,704件 取得率 7.4%  <生活習慣+事業者> 受診者数 87,163人 受診率 60.5%  <被扶養者特定健診> 受診者数 5,798人 受診率 14.7%	
	<特定保健指導> 特定保健指導を受け る人が増え、高血 圧予防への具体的 な行動を起こすこ とができる	<被保険者> 支部直営及び委託 実施対象者(19,301人) (目標)5,790 30.0%  <被扶養者> 実施対象者(700人) (目標)40人 5.7%	<被保険者> ・特定保健指導における血液検査 ・支部直営による特定保健指導(保健指導者14名) ・外部委託による特定保健指導(委託機関9機関) 外部委託機関の拡大  <被扶養者> ・利用券の定期的な発券と集合契約による実施 ・集団健診と連携した特定保健指導の実施	通年	<被保険者 支部直営> ・保健師・管理栄養士14名で実施 ・特定保健指導時の血液検査(126名の申込み)  <被保険者 外部委託> ・9機関で実施中。健診機関会議を活用し、特定保健指導が収益につながる旨の周知を行い、2機関と新規に契約締結 <被扶養者 特定保健指導> ・特定保健指導該当者への利用券発券(毎月) ・集団健診会場での特定保健指導を開催(日本健康クラブが1回実施し3名参加)	<被保険者支部直営> 初回面談 6,507人 半年評価 3,602人  <被保険者外部委託> 初回面談 535人 半年評価 449人
	<事業所とのコラボ ヘルス>健康宣言か ら始まる健康経営 を事業所で行い、高 血圧予防への取り 組みを行う事業所 が増える	健康宣言事業所(健康 経営に取り組む事業 所)の増加	・健康宣言事業所の募集 ・健康経営セミナー開催 ・健康宣言事業所へのフォロー	通年	*企画で報告	
	<未治療者対策> 血圧・血糖・CKD で受診の必要な 人が、治療開始 し、重症化を予防 する人が増える	受診者数	・血圧・血糖値の未治療者に対し受診勧奨文書送付(本部) (より重症者には支部より二次勧奨実施)  ・宮崎市、延岡市在住者のうちCKD対象者に対する受診勧奨	通年	・二次勧奨者のうち支部に回答書で返答し、「今後受診の予定なし」と答えた者に対し電話による勧奨を実施  ・宮崎市、延岡市在住者のCKD対象者への受診勧奨送付事業は、システムの移行に伴い、対象者の抽方法等について見直しが必要であるため、実施方法について検討中	4月～3月までの勧奨数 一次勧奨 3,186件 二次勧奨 869件

<レセプトグループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成29年3月	3月末時点
○協会システムを活用した効果的なレセプト点検の徹底 ○資格・外傷・内容点検の実施 ○支払基金との協議を実施	(内容点検) 診療内容等査定効果額 (加入者1人当たり) 135,78円	(内容点検) ・行動計画に基づき施策を実施。  ・施策の実施状況、結果、達成状況を確認し効果向上に向けた改善策を検討。  ・支払基金との協議を実施。	毎月	(内容点検) ○自動点検(※1)から開始する点検スケジュールを実施 ○高点数査定事例重視の点検を実施 ○自動点検マスタメンテナンス検討、実施 ○点検員スキルアップのための勉強会を実施	(内容点検) ●加入者1人当たり診療内容等査定効果額 平成28年度 144円 平成27年度 125円  ●診療内容等査定金額 平成28年度 57,118,500円 平成27年度 48,856,280円  ●再審査請求件数 平成28年度 35,697件 平成27年度 24,951件
	診療内容等査定金額 54,221,369円  再審査請求件数 30,500件		12月	○外部講師による研修を実施	
		毎月奇数月	○医科・支払基金との協議を実施(12月を除く) ○歯科・支払基金との協議を実施		
	(資格点検) 診療内容査定効果額 (加入者1人当たり)  1,271円以上	(資格点検) 資格喪失後受診等の疑いあるレセプトについて、医療機関照会を実施、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	(資格点検) ○資格喪失後受診が疑われるレセプトに対し、医療機関へ保険証確認状況、レセプト返戻可否について医療機関照会を実施  ○資格喪失後受診、記号番号誤り等レセプトに対し、支払基金へ再審査請求を行い医療機関へ返戻を実施  ○医療機関照会により資格喪失後受診と判明し、レセプトを返戻しなかったものに対し、本人へ返還請求を決定	(資格点検) ●加入者1人当たり資格点検効果額 平成28年度 1,502円 平成27年度 1,271円
	(外傷点検) 診療内容査定効果額 (加入者1人当たり)  196円以上	(外傷点検) ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。  ・外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。第三者行為、業務上・通勤災害疑いに対し調査を行い、求償、再審査請求または加入者へ返還措置を実施。	毎月	(外傷点検) ○外傷性の傷病名記載のレセプトに対し、受診者へ負傷原因照会を実施  ○第三者行為による表記のあるレセプトに対し、受診者へ傷病届を送付  ○負傷原因照会回答および傷病届等により、業務上または通勤災害による負傷での保険証使用と判明したものに対し、医療機関へ、レセプト返戻または加入者へ返還請求を実施  ○第三者行為による事故等に対し、損害保険会社および加害者へ求償を実施	(外傷点検) ●加入者1人当たり外傷点検効果額 平成28年度 338円 平成27年度 196円

- 内容点検 … レセプトについて診療内容に関する点検を行い、点検の結果、疑義のあるものについては再審査請求を行う。
- 資格点検 … 医療機関より請求されたレセプトが、受給資格を有しているレセプトかどうかの点検。レセプトの基本情報(健康保険被保険者証の記号番号、診療月等)と、加入者記録を突き合わせ、疑義があれば、医療機関照会を資格期間外のレセプトについては、医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。
- 外傷点検 … 第三者行為等による事故、業務上及び通勤災害の診療によるレセプトかどうかの点検。レセプトに記載されている傷病名から事故等が原因ではないかと疑われる受診者を特定し、負傷原因について照会を実施。  
 ・業務上・通勤災害によるものと判明 ⇒ 医療機関へ返戻または、本人へ返納金として請求。  
 ・第三者行為等によるものと判明 ⇒ 求償を実施。
- ◆レセプト点検効果額…(査定及び返戻額 + 返納金額及び求償額)÷加入者数  
 ・資格点検効果額…医療機関が適正に請求されれば査定されないため、効果額は参考値とする。  
 ・外傷点検効果額…事故の件数、医療費等によるため、効果額は参考値とする。

※1 システム機能を活用した点検。自動点検マスタにルールを登録し、点検対象の疑義レセプトを抽出して行う点検。

<業務グループ>

支部事業計画		事業実施状況		達成状況	
健康保険給付等	目標数値	項目	実施時期	平成28年4月～平成29年3月	3月末時点
傷病手当金・出産手当金の審査強化	立入検査 年間25件	資格取得日や標準報酬月額に疑義のある申請に対しては、日本年金機構と連携を取り事業所調査を実施のうえ保険給付の適正化に努める。	随時	事業所の役員に係る支給済みの傷病手当金や負傷原因で業務上の疑いがある案件等について、立入検査の九州厚生局認可を14件取得し、14件立入検査を実施。内2件は資格取得年月日に疑義があったため年金事務所と合同で実施。2件とも資格取得年月日の遡及訂正となり、内1件は標準報酬月額の訂正(280千円→180千円)で59,740円の返納金が発生した。 年度途中で当初目標件数「25件」を「必要なものを行う」ことに変更。	立入検査:14件 (H27年度:25件)
柔道整復施術療養費の照会業務の強化	3部位かつ15日以上 の申請件数以上	施術内容について、多部位・頻回受診者にかかわらず柔整審査会で疑義の多い施術所での受診者等も含め患者照会を実施し、回答の結果で請求が疑わしいものについては、施術者に対し照会または申請書の返戻を実施する。	毎月	3部位かつ15日以上の年間照会対象件数1,603件に対し、照会数1,885件で照会率117.6%を達成。照会数、照会率とも大幅に増となった。	患者照会率:117.6% (H27年度:76.8%)
積極的な債権管理 回収業務の推進	法的手続き 年間48件以上  回収率目標 全体:69.87% 現年度:91.22% 過年度:27.75%	法的手続きまでの流れをルーチン化し、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。	毎月	最終催告状を送付後、納付がない債務者へ法的手続き(支払督促)を77件実施。債権差し押さえは28年度計8件実施。債権回収強化月間等により、電話催告や訪問催告を計画以上に実施。	法的手続き:77件 (H27年度:40件) 回収率 全体:66.79% 現年度:78.70% 過年度:26.83% 〔H27年度全体:63.72% 現年度:84.34% 過年度:17.54%〕
サービススタンダードの遵守	給付金の10日 以内の支払い (支部目標は 8日以内) 100%	傷病手当金等の給付金を申請書の受付から振り込みまで10営業日以内で実施する。(宮崎支部は8日以内で実施)	通年	傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料の給付金について、申請書の受付から振り込み日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し10営業日以内での支払いを100%達成。平均日数は8日以内での支払いを実施。	100%達成(8日以内) (H27年度:100%)
高額療養費制度の周知	受診月から6か月 以内に送付	あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きを勧奨する。	毎月	高額療養費の未申請者に対して、平成28年度中に平成27年9月から平成28年9月受診分まで計5,512件の高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給申請手続きの勧奨を実施。 受診月から概ね6か月で勧奨済み。	6か月以内で勧奨済 勧奨件数:5,512件 (H27年度:2,773件)